



平成 24 年 3 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者名 代表取締役社長 山下 徹
(コード：9613、東証第 1 部)
問合せ先 I R・ファイナンス室長 金江 隆司
(TEL . 03 - 5546 - 9962)

株式会社 J B I S ホールディングス株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 1 月 31 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社 J B I S ホールディングス（東京証券取引所第一部：コード番号 3820、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 24 年 2 月 1 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 24 年 3 月 16 日をもって終了いたしましたので、その結果について以下のとおりお知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号

(2) 対象者の名称

株式会社 J B I S ホールディングス

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
32,195,250 (株)	15,959,701 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（15,959,701 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 「買付予定数」は本公開買付けにより当社が取得する対象者株式の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 23 年 11 月 14 日に提出した第 6 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（32,789,400 株）から、() 本公開買付けを通じて取得する予定のない同報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の対象者が保有する自己株式（114,300 株）、() 対象者による自己株式としての取得が予定されている平成 23 年 9 月 30 日現在の日本証券代行株式会社が保有する対象者株式（44,850 株）及び() 本書提出日現在公開買付者が保有しており本公開買付けに応募する予定のない対象者株式（435,000 株）を控除した株式数（32,195,250 株）となります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公

開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。
(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成24年2月1日(水曜日)から平成24年3月16日(金曜日)まで(33営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、310円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(15,959,701株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計(23,318,401株)が買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成24年3月17日に株式会社東京証券取引所において報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株 券	23,318,401株	23,318,401株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券()	— 株	— 株
株券等預託証券()	— 株	— 株
合 計	23,318,401株	23,318,401株
(潜在株券等の数の合計)	—	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	4,350 個	(買付け等前における株券等所有割合 1.33%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	105,797 個	(買付け等前における株券等所有割合 32.42%)
買付け等後における公開買付者の	237,534 個	(買付け等後における株券等所有割合 72.80%)

所有株券等に係る議決権の数		
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	65,202 個	(買付け等後における株券等所有割合 19.98%)
対象者の総株主の議決権の数	326,008 個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は対象者の平成 24 年 2 月 14 日に提出した第 6 期第 3 四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第 3 四半期報告書に記載された平成 23 年 12 月 31 日現在の単元未満株式数（29,500 株）に係る議決権の数（295 個）を分母に加算し、326,303 個として計算しています。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

- (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

決済の開始日
平成 24 年 3 月 23 日（金曜日）

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募された方（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

3 . 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針及び今後の見通しについては、当社が平成 24 年 1 月 31 日に公表した「株式会社 J B I S ホールディングス株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

4 . 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上